

令和7年11月13日

基礎的電気通信役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）制度に係る第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可について

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）は、電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）制度に係る第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法について、令和7年9月19日付けで総務大臣に認可申請を行っていましたが、11月12日に申請のとおり認可されましたのでお知らせいたします。
なお、認可の主な内容は、別紙のとおりです。

関連する内容につきましては、下記の当協会ホームページに掲載しております。

<https://www.tca.or.jp/universalservice/>

また、（一社）電気通信事業者協会ホームページ <https://www.tca.or.jp/> から您也可以閲覧いただくことができます。

以上

1 第一種交付金の額及び交付方法の認可について

各第一種適格電気通信事業者（ＮＴＴ東日本・西日本）の第一種交付金の額及び交付方法について、以下の内容で認可を受けました（申請書の概要は、別添１のとおりです。）。

（１）第一種交付金の額の算定（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第５条第１項

ア ＮＴＴ東日本

$$\begin{aligned}\text{○ ＮＴＴ東日本の交付金額} &= \text{ＮＴＴ東日本の補てん対象額} \\ &\quad - \text{ＮＴＴ東日本の算定自己負担額}\end{aligned}$$

イ ＮＴＴ西日本

$$\begin{aligned}\text{○ ＮＴＴ西日本の交付金額} &= \text{ＮＴＴ西日本の補てん対象額} \\ &\quad - \text{ＮＴＴ西日本の算定自己負担額}\end{aligned}$$

参考 ＮＴＴ東日本・西日本の補てん対象額は、下表のとおりです。

	ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本	ＮＴＴ東西合計
アナログ電話に係る加入者回線 （第一号算定等規則第５条第１項第１号に係るもの）	1,790,310,364 円	1,043,623,615 円	2,833,933,979 円
アナログ電話に係る緊急通報 （第一号算定等規則第５条第１項第２号口に係るもの）	6,761,871 円	4,201,711 円	10,963,582 円
第一種公衆電話に係るもの （第一号算定等規則第５条第１項第３号及び第４号に係るもの）	2,024,803,477 円	1,642,200,402 円	3,667,003,879 円
補てん対象額の合計	3,821,875,712 円	2,690,025,728 円	6,511,901,440 円

（２）交付方法

ア 交付手段

- ・ 第一種交付金の交付は、銀行振込により行う。

イ 第一種交付金額の通知

- ・ 令和８年４月から令和９年３月（いずれも予定）までの間、毎月、ＮＴＴ東日本・西日本に対して、第一種交付金額を通知する。

ウ 第一種交付金の交付期限

- ・毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

エ 各月の第一種交付金の計算方法

- ・各接続電気通信事業者等から徴収した各月の第一種負担金の額から、以下の計算方法に従い、N T T 東日本・西日本ごとの各月の第一種交付金の額を計算する。

○令和 8 年 4 月から令和 9 年 2 月（いずれも予定）までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

○認可申請書には、この他に令和 9 年 3 月（予定）に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金額の計算方法等についても記載している。

2 第一種負担金の額及び徴収方法の認可について

第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額及び徴収方法について、以下の内容で認可を受けました（申請書の概要は、別添 2 のとおりです。）。

（１）第一種負担金の額の算定（第一号算定等規則第 2 7 条第 1 項）

ア 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額は、N T T 東日本・西日本ごとに算定する。

イ 以下の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定する。

（ア）前年度の電気通信事業収益が 1 0 億円を超える事業者

（イ）令和 7 年度において、当該電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している事業者

（２）各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

平成 1 8 年総務省告示第 4 2 9 号に定める方法に従って算定する N T T 東日本・西日本ごとの番号単価に、第一号算定等規則第 2 7 条第 4 項により総務大臣から通知される当該接続電気通信事業者等の各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じて得

た額とする。

（上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入）

（３）その他第一種負担金の算定に係る申請事項

その他の負担事業者の負担額が電気通信事業法施行令第２条に定める限度割合（３％）を超えることとなる場合の取り扱い、及び第一種適格電気通信事業者が同じ規定に該当となった場合の取り扱いについて申請書に記載している。

（４）第一種負担金の徴収方法及び納付期限

ア 第一種負担金の納付手段

- ・第一種負担金の納付は、銀行振込により行う。

イ 第一種負担金額の通知

- ・第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。
 - ① 各月の第一種負担金の額
 - ② 納付期限
 - ③ 納付する口座名義・口座番号
- ・第一種負担金の額の通知については、令和８年１月から１２月（いずれも予定）までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額を、それぞれ金額の確定する令和８年４月（予定）以降毎月行うこととする。

ウ 第一種負担金の納付期限

- ・毎月の番号数報告期限の翌月の２５日までとする。

エ 延滞金の納付

- ・納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

以上

第一種交付金の額及び交付方法に関する認可申請の概要

電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けるため、次のとおり申請していたものであります。

1 認可申請の日 令和7年9月19日

2 第一種交付金の額

NTT 東日本株式会社に対する

第一種交付金の額

$$= C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{ C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

C は、NTT 東日本株式会社及びNTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔=6,511,901,440 円〕

C_e は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔=3,821,875,712 円〕

S は、支援業務費の額〔=65,052,279 円〕

n は、最終算定月〔=令和8年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和8年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月のNTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）のNTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和8年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）

〔令和8年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和7年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

NTT 西日本株式会社に対する

第一種交付金の額

$$\begin{aligned} = & Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \\ & \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Wn / Mn \\ & - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔＝6,511,901,440 円〕

Cw は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S は、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

n は、最終算定月〔＝令和 8 年 1 2 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和 8 年 1 月予定～最終算定月）

Wt は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月（最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 1 8 年総務省告示第 4 2 9 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）

〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 1 2 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.79674604 円／月・番号、令和 7 年 7 月～1 2 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19652906 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和7年12月）から変更となる場合、 t において「令和8年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

3 交付方法

(1) 交付手段

第一種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第一種交付金の振込手数料の負担は、第一種交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 第一種交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金額は、第一号算定等規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 第一種交付金の交付期限

毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

(4) 各月の第一種交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通

信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ 第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ （第一種負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額 － 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額）

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一号算定等規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

(6) 第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

4 その他

第一号算定等規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

第一種負担金の額及び徴収方法に関する認可申請の概要

電気通信事業法第 110 条第 2 項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けるため、次のとおり申請していたものであります。

1 認可申請の日 令和 7 年 9 月 19 日

2 第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超える事業者
- ② 令和 7 年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下、「第一号算定等規則」という。）別表第 11 に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

NTT 東日本株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'
 \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔＝6,511,901,440 円〕

Ce は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額 〔＝3,821,875,712 円〕

S は、支援業務費の額 〔＝65,052,279 円〕

n は、最終算定月 〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（令和 8 年 1 月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , $\dots$, N_{Ft} のうちの対応する値)

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , $\dots$, N_{Fn} のうちの対応する値)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）

〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, $\dots$, $N_{Fn'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

NTT 西日本株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \sum_{i=1}^{F_t'} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}] - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \} \cdot N_n / M_n + P_{wn'} \cdot N_{n'} - Z_w \cdot N_{n'} / M_{n'}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

C_w は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S は、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

n は、最終算定月（＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。）

t は、各月（令和 8 年 1 月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる）

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{F_n n}$ のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）

〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 1 2 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.79674604 円／月・番号、令和 7 年 7 月～1 2 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19652906 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

※ 各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該第一種負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 各第一種適格電気通信事業者における「第一種負担金の額と当該第一種適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「第一種負担金等の額」という。）の当該第一種適格電気通信

事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該第一種負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和７年１２月）から変更となる場合、tにおいて「令和８年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

３ 徴収方法

（１） 納付手段

第一種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

第一種負担金の振込手数料の負担は、第一種負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

（２） 第一種負担金額の通知

第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する第一種負担金額の通知については、第一号算定等規則第２７条第２項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

（３） 第一種負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の２５日までとする。

（４） 延滞金の納付

納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

（５） 第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じ

るものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

4 その他

第一号算定等規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。